

出展申込書

提出先	スポーツビジネスジャパン2019 together with スタジアム&アリーナ2019事務局 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-1 弘済会館ビル 株式会社コングレ内 TEL : 03-5216-5307	F A X : 03-3263-4032 Email : sportsbusiness@congre.co.jp
------------	---	---

当社は出展規約に同意のうえ、以下の通り申込みます。

お申込日		年	月	日
------	--	---	---	---

■ 申込者情報 ※各種印刷物、公式ウェブサイトなどに掲載する際の表記となります。お申込み後、内容に変更があった場合は、速やかにご連絡ください。

会社名/ 団体名	(フリガナ)				印
	和文				
	英文				
所在地	〒		TEL		
			FAX		
URL					
担当者 連絡先	氏名	印	Email		
	部署・ 役職		個人 携帯		

■ 出展プランA - 特典パッケージ

出展ブース仕様(1小間): 間口4m×奥行3m(12㎡) 出展料金に含まれるもの: システムパネル(白) / 社名板 / 資料置きテーブル1台 / 椅子2脚 / スポットライト3灯 / コンセント1口(100V/500W) / パンチカーペット / 公式ガイドブックおよびウェブサイトでの出展者情報掲載 特典: ①出展者プレゼンテーション枠のご提供(1小間につき1枠30分) ②コンファレンスのフリー聴講(1小間につき2名まで) ③ネットワーキングレセプションへご招待(1小間につき2名まで)	出展料	お申込数	出展料金
	¥ 600,000	× () 小間	= ¥

■ 出展プランB - 基本パッケージ

出展ブース仕様(1小間): 間口4m×奥行3m(12㎡) 出展料金に含まれるもの: システムパネル(白) / 社名板 / 資料置きテーブル1台 / 椅子2脚 / スポットライト3灯 / コンセント1口(100V/500W) / パンチカーペット / 公式ガイドブックおよびウェブサイトでの出展者情報掲載	出展料	お申込数	出展料金
	¥ 500,000	× () 小間	= ¥

※出展プランAおよびBは、組み合わせて申込可能です。

■ 出展プランC - スタートアップパッケージ ● 応募条件: 創業から概ね5年以内のベンチャー企業および学校法人

出展ブース仕様(1小間): 間口2m×奥行1m(2㎡) 出展料金に含まれるもの: システムパネル(白) / 社名板 / 資料置きテーブル1台 / スポットライト1灯 / コンセント1口(100V/500W) / 公式ガイドブックおよびウェブサイトでの出展者情報掲載	出展料	お申込数	出展料金
	¥ 50,000	× () 小間	= ¥

※料金は全て税別となります。
 ※お申込後、事務局より税込みのご請求書を発行いたしますので、期日までにお振込みください。
 ※消費税率に変更があった場合は、申込時期に関わらず展示会開催時点での適用税率に基づく消費税額を申し受けます。
 ※旧消費税率でお支払いいただいた場合は、改定消費税率との差額を申し受けます。あらかじめご了承ください。

合計金額	¥	
-------------	---	--

■ 出展される予定の製品・サービス・情報等

■ 貴社が希望される来場者層(属性)をご記入ください。

※申込者とご請求先が異なる場合は、ご請求先情報をご記入ください。

事務局記入欄	受付日	受付No.	担当者印1	担当者印2	承認印	備考

【個人情報の取り扱いについて】ご提出いただきました個人情報につきまして、今後事務局から展示会情報などのご案内(ダイレクトメール・E-mail)をお送りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。なお、ご提出いただきました個人情報は、事務局にて厳重に管理いたします。また、事務局が管理するご自身の情報について、修正、展示会情報等の受け取りの停止、データベースからの登録抹消を希望される場合は、事務局までご連絡ください。

出展規約

1. 契約の成立

- (1) 出展申込者(以下「申込者」という。)は、本規約に同意のうえ、申込期限内に出展申込書(以下「申込書」という。)を主催者に提出することにより本展示会に申込みのものとします。
- (2) 主催者は、申込書を受領後、審査のうえ、出展を承認することにより出展契約(以下「契約」という。)が成立するものとします。主催者は、審査において、出展の内容、申込者の提供する製品・サービスが本展示会の趣旨に適さないと判断した場合、出展をお断りすることがあります。この場合、申込者に生ずる損害について主催者は一切の責任を負わないものとします。
- (3) 申込者は、契約の成立により、出展者として本規約を遵守する義務が発生します。

2. 共同出展の取扱い

- (1) 2つ以上の会社・団体が共同で出展する場合、1つの会社・団体が共同で出展する会社・団体(以下「共同出展者」という。)の代表者として申込を行い、主催者が別途指定する期日までに共同出展者の名称・出展内容等を主催者に通知するものとします。
- (2) 共同出展者を構成する各会社・団体は、連帯して契約の履行に関する責任を負うものとします。

3. 申込内容の変更

出展者は、申込書に記載された出展者の名称、出展プランまたは出展予定の製品・サービス・情報等(以下「出展物等」という。)に変更が生じた場合、事前に主催者に申出て承認を得るものとします。

4. 小間位置の決定

- (1) 小間位置は、出展申込日、出展内容、出展規模、実演の有無等を考慮して主催者が決定します。
- (2) 主催者は、消防署もしくは保健所の指導により、また来場者の誘導等安全確保または展示効果の向上のため、小間位置を変更する場合があります。この場合、出展者は、主催者に対して何らの賠償請求をできないものとします。

5. 出展料金の支払い

- (1) 主催者は、契約の成立後、出展者に出展料金(以下「料金」という。)を請求します。
- (2) 出展者は、料金を支払期限(2019年9月30日(月))までに主催者が指定する銀行口座に振込む方法により支払うものとします。なお、振込手数料は出展者が負担するものとします。
- (3) 支払期限内に料金の支払いがない場合、主催者は出展者が契約を解約したものとみなします。この場合、出展者は直ちに解約料を主催者に支払うものとします。

6. 契約成立後の解約

- (1) 出展者が、契約の解約を希望する場合、主催者へ書面で通知すると共に、以下の通り解約料を支払うものとします。

申込内容	書面による解約の申出を受領した日	解約料
出展プラン	2019年8月30日(金)まで	料金の50%相当額
	2019年8月31日(土)以降	料金の100%相当額

- (2) 出展者が料金を解約時に未だ支払っていないときは、直ちに解約料を主催者に支払うものとします。なお、出展者から受領済の料金が解約料相当額を超過している場合、主催者は超過額から振込手数料を控除した金額を出展者の指定する銀行口座に振込む方法により返還します。

7. 小間の転貸等の禁止

出展者は、自己の小間の全部または一部を主催者の事前の文書による承認なしに転貸、交換または譲渡等することができません。

8. 書類の提出

申込書を正式に主催者が受領した後、出展者は主催者から提出を求められるすべての書類を指定期日までに提出するものとします。

9. 出展物の搬入、設置、撤去および搬出等

- (1) 出展者は、小間の装飾・撤去、出展物等の会場への搬入・設置・撤去・搬出を、本規約および出展者マニュアル等に定める規則に従って行うものとし、後日主催者が指定する日時に行うものとします。
- (2) 出展者は、会期中に出展物等の搬入、移動または搬出が必要となった場合、必ず事前に主催者の承認を得た後に、主催者が指定する日時に行うものとします。
- (3) 出展者が、主催者が指定する日時に、小間の装飾および出展物等を撤去し原状回復しない場合、主催者は出展者の費用負担で小間を原状回復すると共に、装飾および出展物を撤去し処分できるものとします。

10. 禁止事項

主催者は、出展者が、次のいずれかの行為またはこれに類似する行為を禁止し、出展者が当該禁止行為を行った場合には、直ちに出展内容の変更または出展の取りやめを要請することができます。要請を受けた出展者は、自己の費用において、直ちに出展内容の変更または出展を取りやめるものとします。

- (1) 申込書に明示された内容以外の出展物、火性危険物、爆発性危険物、その他の危険物または日本の法律に抵触する物を出展すること。
- (2) 自己の小間以外の場所で、展示、宣伝または営業行為等を行うこと。
- (3) 自己の小間以外の会場の内外部または周辺に看板、掲示板、広告標識等を設置または掲出すること。
- (4) 来場者および他の出展者に迷惑となる行為(騒音、悪臭、パフォーマンス等)を行うこと。
- (5) 小間を含む会場に損害を及ぼすような行為を行うこと。
- (6) 会場の利用規則、出展マニュアル等に定める禁止行為を行うこと。
- (7) 会場内において出展者と来場者間で現金の授受を伴う物品サービスの提供行為(即売行為)を行うこと。
- (8) その他主催者が本展示会の正常な運営に支障をきたすおそれがあると判断した行為を行うこと。

11. 出展物等の管理と免責

主催者は、会場の管理・保全、事故防止に万全の注意を払いますが、出展者は自らの責任で出展物等を管理・保全すると共に、盗難・紛失・毀損・火災その他から生じる損失または損害について自ら責任を負うものとし、主催者は一切の責任を免除されるものとします。

12. 損害賠償

出展者は、自己または関係者の故意もしくは過失によって、来場者その他第三者の生命・身体・知的財産権・肖像権等の侵害もしくは個人情報の漏洩、または会場の建物・設備等、他の出展者の出展物等もしくは主催者の備品等の毀損・汚損等により、主催者または第三者に損害を及ぼした場合、当該損害の賠償責任を負うものとします。

13. 展示会の変更・中止

主催者が、天災地変、戦争、内乱、暴動、テロ、法令の制定・改廃等、ストライキ、または新型インフルエンザ等の感染症など、不可抗力の発生により本展示会の開催が困難であると判断した場合、主催者は本展示会の開催の延期または中止、会期の短縮を決定します。なお、主催者は、本展示会を中止した場合、料金から必要経費を差し引いた上で出展者に返金し、それ以外に出展者に生じた費用および損害などについて一切の責任を負わないものとします。

14. 海外貨物の出展

本会場は、保税展示場ではありません。海外から運搬された貨物を出展する場合は、出展者がATAカルネを用いるなどの適法な手続きを行った上でお持ち込みください。

15. 法令・規約等の遵守

- (1) 出展者は、会場に適用される防火その他の安全に関する法令等、会場の利用規則、本規約および出展マニュアル等に定める規則を自ら遵守し、または代理人その他の関係者をして遵守せしめるものとします。
- (2) 出展者は、本展示会において来場者その他第三者から個人情報を取得する場合、個人情報の保護に関する法律その他関連法令を遵守し、適切に取得し取扱うものとします。
- (3) 出展者は、主催者に対し、契約成立時において、自己ならびに代表者、役員および実質的に経営を支配する者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなつてから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団などの反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたつても該当しないことを確認します。なお、出展者は、主催者が該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、当該調査に協力し、主催者が必要と判断する資料を提出しなければなりません。

16. 契約の解除

主催者は、出展者が次のいずれかに該当した場合、何らの通知・催告なしに、契約を解除することができます。

- (1) 本規約のいずれかに違反したとき。
- (2) 支払停止または不渡り処分を受けたとき。
- (3) 監督官庁より営業の停止、取消等の処分を受けたとき。
- (4) 差押え、仮差押え、強制執行等の申立て、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (5) 破産、民事再生、会社更生等の手続開始の申立てがあつたとき。

17. 裁判管轄

本規約に基づいて締結する契約に関して訴訟の必要が生じた場合、第一審の専属的管轄裁判所を東京地方裁判所とすることに、主催者および出展者は合意するものとします。